3　エレベーター

1台以上のエレベーターの構造

	整備基準	図面及び各項目の名称・番号等	設計内容	判定基準	留意事項
エレベーターの設置	改札口から乗降場までの経路に５m以上の高低差がある場合には，エレベーターを設置				
籠の構造（１台以上のエレベーター）	内のり幅1.6m以上		（籠の幅）内のり　m		ただし、下記の注意書きに掲げる構造の籠の場合、この項目は整備不要です。
	車椅子の転回に支障のない平面形状		（平面形状）		
	内のり奥行き1.35m以上		（籠の奥行き）内のり　m		
	停止予定階及び現在位置の表示装置の設置		（設置の有無）　・有　・無		
	到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		（設置の有無）　・有　・無		
	停止階ごとの開閉する出入口の方向を見やすい方法で表示		・標準的な設計の例による。 ・その他（　　　）		籠の出入口が複数ある場合に設置します。
	開閉する出入口の方向を知らせる音声装置の設置		（設置の有無）　・有　・無		
	非常事態を知らせる自動放送装置を設置		（設置の有無）・　有　・　無		
	戸の開閉状態を確認できる鏡を設置		（設置の有無）・　有　・　無		籠の出入口が複数で停止階が２のみの場合、鏡の設置は不要です。
	出入口に籠の床材と異なる材質の床材を敷設		平面図に敷設箇所を記入し，使用する床材のカタログ等を添付してください。		
	出入口に，利用者を感知し，戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設置		（設置の有無）・　有　・　無		
	左右両面の側板に車椅子使用者が利用しやすいインターホンの設置		（設置の有無）・　有　・　無		
	左右及び正面の側板に手すりを設置		（籠の出入口）　箇所 （手すり）　・有　・無		籠の出入口が複数ある場合、出入口のある側板に手すりは不要です。
	籠及び昇降路の出入口の内のり幅90ｃｍ以上		（内のり幅）　ｃｍ		
	車椅子使用者用の制御装置を左右両面の側板に設置（床高100ｃｍ程度）		（設置の有無）・　有　・　無 （床高）　ｃｍ		
	視覚障害者が利用しやすい制御装置の構造（点字による表示）		（点字表示）　・有　・無		車椅子使用者用制御装置を除きます。
乗降ロビーの構造（１台以上のエレベーター）	車椅子使用者用の制御装置（床高100ｃｍ程度）の設置		（床高）　ｃｍ		
	視覚障害者が利用しやすい制御装置の構造（点字による表示）		（点字表示）　・有　・無		
	幅及び奥行きが内のり1.8m以上の転回スペースの設置		（幅）内のり　m （奥行き）内のり　m		
	籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置（籠内に、戸の開く時に昇降方向を知らせる音声装置の設置でも可）		（設置の有無）　・有　・無		

（注意）　1　目標となる指針の説明

(1)籠の「床面積」と「平面形状」の規定を緩和できるのは、次の３項目に合致する構造の場合になります。

①籠の停止階が２のみ（ただし、車椅子使用者が車いすで後退しながら、籠を降りる必要がない構造に限る）

②籠の内のり幅が、0.95m以上

(2) 駐車場階では、車椅子使用者用駐車施設が設けられない階は、籠の停止を要しません。

(3) 籠内の鏡の設置を不要とできるのは、車椅子使用者が車椅子で後退しながら、籠を降りる必要がない場合です。